

(第二十四部 第一類)

第二回 参議院 決算・商業・鉱工業連合委員会中小企業廳設置法案に関する小委員会 會議録 第一号

昭和二十三年五月二十日(木曜日)午前十一時二十一分開會

昭和二十三年四月二十七日(火曜日)決算・商業・鉱工業連合委員長においで、左の通り小委員を選定した。

岩崎正三郎君

中川 幸平君

山下 義信君

小野 哲君

兼岩 傳一君

油井賢太郎君

中平常太郎君

佐伯卯四郎君

一松 政二君

稻垣平太郎君

大島農夫雄君

平岡 市三君

深川榮左門君

宿谷 榮一君

田村 文吉君

四月二十八日(水曜日)小委員長互選の結果左の通り決定した。

委員長 稻垣平太郎君

本日開會に付した事件

○中小企業廳設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稻垣平太郎君) それではこれから委員会を開きます。いずれ法制局長官も見えまして、外局に関する問題についての御答辭を得るつもりであります。大體今日まで皆様方いろいろお話を願いましたこの法案に對する問題點を、お手許へ纏めて送上げて置きましたのですが、この問題について、一から順に皆様方の纏めた御意見を伺つて、そして後、皆様方から出ておきます修正意見についてどうするかという点を逐條にお話を願つたらどうかと存するものであります。この資金、資材、動力に關する種々の法的根據というものが御質疑の要點であつたと思ふのですが、更にこれに關連して、中央、地方の行政廳及び公共團體との協力に關する第三條第三項の規定が不明確ではないかといつたような問題がありまして、それ、當局の政府委員からの御答辭を得たわけでありまして、この點について皆様方の御意見を一つ纏めて頂きたいと思ひます。どなたかこの點について御意見を御發表願ひます。

もう大體この問題の窓口の一元化、中小企業廳所管事務の範圍、その他商業對策の經費とか、或いは中小企業廳の對象をどうするかといつたような問題についての御質疑に關連して、大體修正意見もでき上つておるよう存するものであります。修正意見の方に移つて、皆様方の御意見を聞くことにいたします。よろしく。(「異議なし」と呼ぶ者あり) その間に中小企業廳の問題について、その間に纏込んで願ふことといたしたかどうか、御異議ございませんか。

(「賛成」と呼ぶ者あり) ○委員長(稻垣平太郎君) それでは御手許に配つて置きました中小企業廳設置法案の修正意見を纏めましたものを御覽を願ひたいと思ひます。この所管の點につきましては、法制局長官が見えになりましてから論議したいと存じますので、第二の名稱について、中小企業廳に對して企業振興といたつたような御意見が出ておつたのであります。これについて御意見を聞かせ願ひたいと存じます。

○山下義信君 これは私の意見でありましたが、この中小企業廳の任務は、これを徹底的に遂行して行くというところになりまして、單に中小企業といふ分野のみに止まらずにいたしまして、すべての企業を振興させるというところまで性格が及んでゐるのではないかと一、且つ又中小企業といふものは、すべての産業界において一小部分を占めるのに非ずして、中小企業といふことは今後の日本のすべての企業の全部の名稱になる。つまり中小企業といふものが九十九名までが國の今後の企業状態にあるのではないかと考えます。一部分の中小企業を取扱うという印象に非ずして、今後中小企業を根幹とする日本の企業の振興を圖るんだという意味で、廣く企業振興といた方が適切ではないかと考えたのであります。

第三には、中小企業者みずから、中小企業といふいささか劣等感を抱きますような名稱は避けたいという業者の希望もあるやに承つております。希望も併せて、中小企業といふより、むしろ日本の今後の企業再建という使命の本来の目的を現わしまする企業振興といたした方が、そも、外局に置きますというより意圖からいたしまして、適當な名稱ではないかと、こう考えたのでございます。

業委員、商業委員の各位が十分に検討されまして、我々決算委員会が適宜な採決をできるようにこの點を十分に御審議をお願いしたいと思います次第であります。

○委員長（稻垣平太郎君）／＼中川委員のお話は、まあこの第一の所管の問題は法制局長官が見えてから後に述べたのですけれども、商工省の内局として企業振興局としよう、こういう御意見ですね。それから外に……。

○油井賢太郎君 只今山下委員並びに中平委員から、中小企業法の名稱が適用でないというお話がありましたが、私は今の日本の経済界の段階におきましては、勿論大財閥というものはなくなつておるといふことも或いはいい得られるかも知れませんが、併しやはり残された事業の中でも中小企業と然らざるものといふことは明確には區別されないけれども、漠然たる間におきましては國民の間では區別がされておるうちに私は考えられるのであります。そういう點から申しまして、現在日本の企業が、中小企業に幾分大企業から見ると不利だといふような見地から、政府のこれに対する対策の要望があつた以上、やはり中小企業者の立場になりまして中小企業の發展というところを目論む一つの機構といふものは欲しいという以上には、はつきりと名稱を中小企業法といふように置つた方がよろしいと思ひます。又山下委員から中小企業者が劣等感を催すのではないかと、いふようなお話がありましたが、決して劣等感を催すという意味でなく、中小企業者自身が自分の將來は中小企業の地獄を脱却して、いわゆるその上に位置する企業にまで進展したい

という氣持があることは當然であります。そういう際に中小企業以外の大企業によつて壓迫されることを防ぐといふこともこれは一つの要諦でありまして、はつきりと自分自身が中小企業といふことを自覺しておると私は考えられるのであります。決して劣等感といふような點は考へておらない人が大多数であると思ひます。こういう觀點からいたしまして中小企業法という名稱が極めて適切であると考えます。

○平岡市三君 山下委員並びに中平委員の御意見も御尤ものように思はれますけれども、御兩氏共に第一條の修正に對しては意見がないようでありまして、この第一條の目的、内容から見れば、これは私當然名前も中小企業法が正しいと思つております。これはすべて我々が何の名稱を附けようとする、目的、内容に即した、その内容を現わし得るような名稱を附けるということがこれはもう本來でありまして、結局第一條その他の修正を徹底的にすなればこれは別の問題であります。第一條の修正は第二條などを修正意見なくしてただ単に名稱だけを企業振興法と附けるのは却つて妥當でないの、原案の通り中小企業法の方が私も名前をよく現わし得る、却つて原案の方を賛成するものであります。

○山下義信君 油井委員並びに平岡委員の御意見御尤もに存するのであります。私は内容は中小企業と書かれてあるに拘わらず、中小企業に關するすべての行政を行う官廳に非ざるが故に、その實質と……、中小企業法と銘打つたので、官廳の名稱とが一致せざるために、むしろこの中小企業法と稱するよりは、企業振興法と稱した方が弊害が少いのみならず、先刻申上げましたようにいささか勝れる點があるのではないかと、こう考へますので……、これは大體内容に互つての重大なる分岐點でもございまして、即ち政府の産業政策が大企業政策と中小企業政策とで割然と二分せられるのならば、中小企業法といふものが置かれて、私は國民の受けまつ印象が非常にこれで結構だと思ひます。併しそれでなくいたしまして、ただ単にいわゆる企業振興のその役所でございするならば、その名稱などにも深く考慮する必要がある、まあさう考へたのでございします。尙この點は各委員諸氏の御指導を仰がねばならんと存じますが、丁度只今法制局長官が見えまして、この機会に外局の権限につきまして質疑をさして頂きたいと思ひますが、如何でございしようか。

○委員長（稻垣平太郎君） 丁度この名稱の問題も、所管の問題がはつきりすると又それに關連もあると思ひます。丁度法制局長官が見えまして、第一に御質疑をお願いしたいと思います。この前、山下委員からの御要求で法制局長にもお出でを願つたといふようなことも相成つておりましたので、質疑の要點を一應法制局長官に御説明を願つとも非常に結構だと思ひます。

○山下義信君 第一點といふものは、外局といふものの性格はどういう性格のものであるかお示しを願ひたいのであります。即ちその性格の内容としましては、いふまでもなく、その外局の權限でございします、權限の上に如何なる必要があつて外局といふものが置かれるのであるか、その點が不明瞭でございしますので、つまり外局を置きたる目的、それを明らかにして頂きたいのでございします。而してその權限の上につきまして私達が疑問に思ふことは、その外局の所掌事項が他省に互ることが出来るのであるかどうか。若し他省に互るといふ場合には、他省の大臣からもやはり指示を受けるのであるかどうか。私共の了解して置きますところによりますと、主任大臣からも指示を受け、又その所掌事項が他省に互るときには他省の大臣からも指示を受けなくてはならぬのであらうと承知しておりますが、間違ひでございしようか、どうでしようか。若し他省の大臣から指示を受けます場合には、その外局の規定せられます規定の中に所掌事項を明らかにし、且つ又他省の大臣からも指示を受けることを明記して置かなければならぬのではないかと心得えますが、その點如何でございしようか。伺いたいののであります。且つ又具體的に申しますと、この中小企業法、只今上程されてありますこの中小企業法のかくのごとき曖昧なる權限を以ちまして、外局といふものが、果して成り立ち得るものでございしようか、如何でございしよう。今回政府が提案いたされてあります他の法案、即ち國家行政組織法におきましては、すべて國の行政組織、機關につきましては所掌事項、權限の範圍等を明確にして置かなければならぬといふことが第二條に要求されてありますことは御承知のごとくであります。この中小企業法の權限といふものがこの程度で、即ち第三條に記載されてありますこの内容で、果して

その權限が明確なものであると法制局長官はお考へになりますかどうか、あなたの御所見を承りたいと思つてあります。若しこの中小企業法が、即ち外局が各省に互りますといふような場合には、もとよりその所掌事項の分置に大小はございしよう、廣狹はございしよう、併しなから單に商工省のみならず、農林省、厚生省に互るといふことがござい場合には、一省の外局として置きますよりは、即ち各省に互り得るところの内閣の外局といふふうにいたしました方が適當と考えますが、その點は如何でございしよう。或いは且つ又かくのごとく中小企業全般に互りましてその企業の助長育成、そういうことに廣く關連をいたしますような所掌事項といふことに相成りますれば、かくのごとき任務は經濟安定本部の職務權限と非常に近似しておるうちに心得ます。その點は如何でございしよう。若し經濟安定本部の仕事と餘程よく似ておるといふことになりすれば、安定本部の一部局と申しますか、一外局といふことも亦考慮し得られるのではないかと思ふのであります。

それからこれはいま一つ法制局長官に念のために伺ひたいと思つてあります。今國家の行政組織がいわゆる分化和稱せられ、即ちこれが組織體系付けられる方向に向つておられて、縦斷的につと組織されようとしておられますときに、かくのごとく中小企業といふ極めて漠然たる範圍内で廣く橫斷的にこの關係いたします仕事をもちますようなものが、一つの外局としてこれを所管いたしますといふことが、果してすべての行政組織全般の上

中小企業は、その上に位置する企業にまで進展したい

必要があつて外局というものが置か

載されてありますこの内容で、果して

が、果してすべての行政組織全般の上

から認めまして適當な官廳である、機
構であると考えられますか。以上
の點につきましてあなたの御所見を
伺いたいと思ひます。

向い一中小企業廳の權限の中
に、第三條の第三項に「中小企業廳は、
中小企業に關係する事項については、
他の行政廳の協力を求めることができ
る。」この一項がござります。この
「協力を求める」ということは、權限と
いたしましてどういふふうな性格を持
つておるものでございましょう。協力
を求められました相手方の官廳は、こ
の法律に對しまして如何なる義務を發
生したものでございましょう。その點
を承りたいと思ひます。

向い一中小企業廳がこれに當るこ
とができるものでございましょうか。如何
でございましょう。若し大臣が當りま
するならば、その主任の省の大臣との
關係は如何相成りますか。外局の長も
大臣である、又主任の省はもとより大
臣である。然るに外局の長官は主任の
省の大臣の指示を受けなければならん
といふことになると思ひます。然らば
大臣が他の大臣の指示を受けるという
ことは、内閣總理大臣以外に、大臣は
他の大臣の指揮は受けないもの、よう
に私は心得ますが、その點は如何で
ございましょう。以上の諸點について御
答辭を得たいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) いち／＼廣
い範圍に亘りましてのお尋ねでなか
かむずかしい問題を含んでおるよう
に思ひますが、順序を逐いまして一通り
私の考へておりますところを申し上げた
いと思ひます。

第一點は外局の性格についてのお尋

ねでござります。これはすでに提案中
の國家行政組織法案にも相當關連のあ
る事項でございまして、國家行政組織
法案で扱つております外局につきまし
ては、又別に御説明の機會があると思
ひますが、今日の制度とそれ
から國家行政組織法がござりましてから
後の制度というものの兩面に亘りま
して、一通りの考へを申し上げて置か
いと存じます。從來この外局を置きた
場合にすべからざる問題になりまして、内
局になぜできないかといふ問題と、そ
れからもう一つは、大きくいいますと
いふと、一省として獨立さすべきでは
ないかといふ問題、この兩方の問題か
ら説き合せて、具體的の機關を内局に
すべきか、外局にすべきか、或いは獨
立の省にすべきかといふような検討を
しておるわけでありまして、外局にする
場合を申し上げるという、大體この
外局の所掌事項として考へられておる
その事項が相當に特殊のものであつ
て、本省に餘り即ち過ぎで、不即不
離の即といふ意味でありまして、餘
り即ち過ぎて處理されては面白くな
い。それからいつて全然本省から切離
されてしまつて、例えば獨立の省のよ
うなものにされてしまつて處理されて
も面白くないといふような事項を豫想
されまして、大體今までは外局とし
ております。それからもう一つの點
から、外局になりますといふことは、
その外局として多少の獨立な立場を
認めることになりまして、その
外局の長官がその外局の名において、
即ち自己の名において相當の行政的の
行爲、作用ができるというやうなこ
を豫想しての面と、大體この二つの面
から勘案いたしまして、これは外局が

適當であらうといふやうなことで處理
して參つておる。これは從來の扱ひで
ありますが、今後國家行政組織法がで
きました後も、この考へは恐らく變ら
ないのではないかといふやうに思つて
おります。

所掌事項が他省に亘ることができ
かといふお尋ねがそれに附随してあり
ましたが、この各省の權限を洗つて見
ます場合におきましては、極端に申し
ますと、凡そ國家行政といふもの
が、行政そのものが一體のものであ
りますからして、各省と各省との間に
おいても、實はきつぱりした境界はな
いといふ事實が相當あるわけでありま
す。各省自體の問題として隣省との
關連といふものが澤山あるものであり
ます。従ひまして今度外局の問題とい
はしまして、その外局の所掌する事項
といふものは、もとより各省と密接な
關連を持ち、或いは見方によつては各
省と重複しておるといふやうな場合も
これは當然想像できることでありま
す。即ち各省に亘るといふことは當然
あり得ること、その場合に、先程山
下委員のお尋ねになりましたやうに、
各省の權限に亘るといふやうな場合に
おいては、その互の各省の大體大
臣からの指揮、指圖の關係はどうなる
かといふやうなお尋ねであります。こ
れは今までの例から申しますと、
と、先程丁度御指摘になりましたや
うに、或る外局について全く兩省に跨
つておる、昔ありました例は馬政局と
いふやうなものがある、あれは馬政の
面から農林省の權限を扱つておる。そ
れから軍馬の方の關係からは、當時の
陸軍省の權限に關係して來るといふ
やうなわけで、陸軍大臣と農林大臣と兩

方の所管に屬するといふやうなことが
たしかにござりました。併しこれは
實際の實例から申して見ますとむしろ
少い、例外と申しますといふ過ぎるか
も知れませんが、むしろ例外的な例で
ございまして、殆んど普通の外局の場
合においては、各省、他省との權限關
係のその處理といふものは、その關係
のある省とその外局との間の並行して
の共管關係といふやうな形で、言ひ換
えますならば、現實の運用に當つては
その關係の省と緊密な連繫を取りつ
つ、手を擧いで、運用に宗疊を期して
行くといふやうな方が、實は普通の
例のやうに私は記憶いたしておりま
す。でありますから、結局これは運用
上の問題として、従前は處理されて來
ておるといふことを申し上げ得ると思
ひます。

にしても、内閣とおつしやいました
が、恐らく總理廳といふ趣旨だろうと
思ひますが、總理廳の外局とするとい
う考へ方、それから又安本との關係に
ついておる安本にくつ附ける、或いは
はその外局にするといふやうな考へ方
もあり得ないかといふやうなお尋
ねがござりました。これは最初に申し
ましたところに觸れるのであります
が、先程申し上げておりましたが、外局を
作るにしても、それではその持つて行
き方を、どこへくつ附けるかはむしろ
内閣の方に、即ち總理廳の方へ附けた
方がよくはないかといふ問題も一つの
問題であるわけでありまして、今ま
で、これも具體的の例を申し上げて恐縮
であります。例えば安定本部も一つの
總理廳の外局であります。物價廳も
そのであります。或いは最近でござ
した賠償廳といふたやうなものもそう
なつております。或いは總務廳事務
局、連絡調整局となつておりますが、
さやうなものも最近内閣即ち總理府
の方へくつ附けておるのであります。
大體この内閣の即ち總理府の外局にな
つておりますものは、何といひます
か、根本的の、各省の仕事に亘つての
根本的の調整或いは連絡といふやうな
ことを主眼として、何と申しますか
統一、統緒といひますか、そやういふ機
能を主として期待しておるやうな役所
を總理府の方に附けておるやうに考へ
ております。今度の具體的の中小企業
廳の問題になつて來ますといふと、こ
れは先程御指摘の第三條にありま
す。に、相當現實的の仕事をやつてお
るのであります。たゞ／＼各省に亘る部
面もあるかも知れませんが、その
の實體は字句に現れておりますやう

ねでござります。これはすでに提案中
の國家行政組織法案にも相當關連のあ
る事項でございまして、國家行政組織
法案で扱つております外局につきまし
ては、又別に御説明の機會があると思
ひますが、今日の制度とそれ
から國家行政組織法がござりましてから
後の制度というものの兩面に亘りま
して、一通りの考へを申し上げて置か
いと存じます。從來この外局を置きた
場合にすべからざる問題になりまして、内
局になぜできないかといふ問題と、そ
れからもう一つは、大きくいいますと
いふと、一省として獨立さすべきでは
ないかといふ問題、この兩方の問題か
ら説き合せて、具體的の機關を内局に
すべきか、外局にすべきか、或いは獨
立の省にすべきかといふような検討を
しておるわけでありまして、外局にする
場合を申し上げるという、大體この
外局の所掌事項として考へられておる
その事項が相當に特殊のものであつ
て、本省に餘り即ち過ぎで、不即不
離の即といふ意味でありまして、餘
り即ち過ぎて處理されては面白くな
い。それからいつて全然本省から切離
されてしまつて、例えば獨立の省のよ
うなものにされてしまつて處理されて
も面白くないといふような事項を豫想
されまして、大體今までは外局とし
ております。それからもう一つの點
から、外局になりますといふことは、
その外局として多少の獨立な立場を
認めることになりまして、その
外局の長官がその外局の名において、
即ち自己の名において相當の行政的の
行爲、作用ができるというやうなこ
を豫想しての面と、大體この二つの面
から勘案いたしまして、これは外局が

適當であらうといふやうなことで處理
して參つておる。これは從來の扱ひで
ありますが、今後國家行政組織法がで
きました後も、この考へは恐らく變ら
ないのではないかといふやうに思つて
おります。

所掌事項が他省に亘ることができ
かといふお尋ねがそれに附随してあり
ましたが、この各省の權限を洗つて見
ます場合におきましては、極端に申し
ますと、凡そ國家行政といふもの
が、行政そのものが一體のものであ
りますからして、各省と各省との間に
おいても、實はきつぱりした境界はな
いといふ事實が相當あるわけでありま
す。各省自體の問題として隣省との
關連といふものが澤山あるものであり
ます。従ひまして今度外局の問題とい
はしまして、その外局の所掌する事項
といふものは、もとより各省と密接な
關連を持ち、或いは見方によつては各
省と重複しておるといふやうな場合も
これは當然想像できることでありま
す。即ち各省に亘るといふことは當然
あり得ること、その場合に、先程山
下委員のお尋ねになりましたやうに、
各省の權限に亘るといふやうな場合に
おいては、その互の各省の大體大
臣からの指揮、指圖の關係はどうなる
かといふやうなお尋ねであります。こ
れは今までの例から申しますと、
と、先程丁度御指摘になりましたや
うに、或る外局について全く兩省に跨
つておる、昔ありました例は馬政局と
いふやうなものがある、あれは馬政の
面から農林省の權限を扱つておる。そ
れから軍馬の方の關係からは、當時の
陸軍省の權限に關係して來るといふ
やうなわけで、陸軍大臣と農林大臣と兩

方の所管に屬するといふやうなことが
たしかにござりました。併しこれは
實際の實例から申して見ますとむしろ
少い、例外と申しますといふ過ぎるか
も知れませんが、むしろ例外的な例で
ございまして、殆んど普通の外局の場
合においては、各省、他省との權限關
係のその處理といふものは、その關係
のある省とその外局との間の並行して
の共管關係といふやうな形で、言ひ換
えますならば、現實の運用に當つては
その關係の省と緊密な連繫を取りつ
つ、手を擧いで、運用に宗疊を期して
行くといふやうな方が、實は普通の
例のやうに私は記憶いたしておりま
す。でありますから、結局これは運用
上の問題として、従前は處理されて來
ておるといふことを申し上げ得ると思
ひます。

に、相當現實的な仕事でありますので、總理府なり或いは安本というようなところに附けることは、むしろ地面から少し足が浮いて来るようなことになりはしないか。むしろ商工省は中小企業に關して殆んど八割以上くらしいの仕事を実際にやつておるのであります、それらのものとのやはり不離な、不即不離の不離の方でありましたと思ひますが、離れない關係をやはり持たして置くのが結果においては一番適切ではなからうかと私は思うのであります。

それからその次に、官廳組織、行政組織というものが縦斷的な方面に組織替えされつあるような傾向にあるというお話でしたが、それに照していわゆる横斷的の組織はどうであるかというようなお話ございましたけれども、これは如何にすれば行政の目的を一番完全に達成し得るかということに盡きるところであります、先程申しましたように總理府に置

かれております外局のごときはもう殆んど横斷的であり、且つ統括的、統一的の仕事を擔任する役所であるわけであります。これらの必要なことは勿論申上げるまでもないのであります。そこまで行きませんでも事務の必要からにして多少横斷的の性格を持つ役所というものは、これはどうしても必要ではあるまいかと考えておる次第であります。

それから條文の後の方に出て参ります。他の行政廳の協力を求める」といふような條文の効果についてお尋ねが有りました。これは「協力を求める」といふことは、今までこれもいろいろの法案に出ております。出ております。

が、私共の理解しておりますところで、この協力を求められた他の役所が、必ずそれにどういう無理をしても應じなければならぬというところの義務付けをしておるものとは實は今まで考えておりません。但し協力を求められ

た場合に、全然それを無視して話にも乗らないというようなことは許されないのでありまして、そういうことであれば法律に書く必要はないのであります。法律に書きました以上は、求められた役所ではそれを十分考慮するといふ義務はある。併し必ず應じなければなら

らん」というところの義務ではないといふ。ふづに今までは考えて来ており、またす。でありますからして、ちよつと言葉を補足いたしますが、協力を求められた場合においては、どうしてもこういふ理由で協力に應ずることができないという、協力をすることができないという理由が正當に成り立ちますならば、これを断られるというふうに考えております。

それからこの外局の長官に大臣が當り得るかというお尋ねでございましたが、先走つて恐縮でございますが、國家行政組織法で外局の種類として院と廳と二つの種類を持つております。これは別の方面で政府委員から又御答辭を申上げる機會があるとは存じますが、大體そういうものに當りますものは大臣又は大臣級の人が長に當り得るものと考えておるわけであります。今後と雖

も外局の長に國務大臣が當るといふことはあり得ることと考えております。ただその場合におきましては、法律にはつきり、この長は國務大臣を以て充てるとか、或いは國務大臣を以て充てることができるといふようなことを表

現して置く必要があるうと存じます。従いましてこの現實の中小企業廳に關しましては、これは大臣を以て充てるというつもりはないわけであります。大體次官級というところで考えておるわけであります。

ちよつと漏れましたが、も存じませんが、一應お答え申上げました。

○山下善信君 大變詳細な御答辯、御説明を得ましてよく了承をいたしました。はつきりした點があるのであります。要するところ、外局というものは對内的な關係、對外的な關係、この二つの

面におきまして十分必要な理由があつて初めて外局が置かれるんだ、こういうことでありまして、それが果してこの中小企業黨の持つところの性格、任務、權限というものがそれに該當しておるかどうかという點につきましては、法制長官としては、これはその點の御説明は、私も求めませんでししたし、觸れにも相成りませんでした。ただ第二條に規定してありますこれ

らのことが、これは所掌の事務であります。事務が、即ちまあ権限と解題のできません点もございませんが、この中に對外的な、つまり外局としての強力なる権限を持たせるといふ面が我々には實は發見し得られないのであります。政府の答辯も権限のない官廳である。こういうこともしばしば繰返しておるのであります。それで、仕事が特殊であるとはいいいながら、つまり權

限を持たない、強い制限を持たないというものが果してこれが外局というものに仕立てるだけのつまり価値があるものであるか、どうであるかという点に非常に疑問を持つているのであります。それで漸く求めて見ますという

と、即ち第二項にいろ／＼意見の提出ができるとか、或いは第三項に他の行政廳の協力を求めることができるとか、この二項より外にはない。強いて求めますならだ、第一項の中にいろ／＼情報（インフォメーション）の収集をすることができるとい

程度のものでございます。これが果して行政官廳の權限即ち相當の強制力を他に持つほどのこれが規定になるのかならんのか。で權限のない官廳というものがあり得るのか、あり得ないのか、これなんです。それでそれがどこまでの權限があるか、その權

限の強さというものがはつきりいたしませんので、我々が非常に困つてゐるわけなのでございまして、若し法制局長官からその邊をいま一度我々に分り得るように御説明を頂ければ、非常に結構に思うのであります。それで「他の行政廳の協力を求めることができる」ということも、これは少しも制限になつてゐない。只今の御答辯の通りであります。然るに他の立法例によります

ど、協力を求められた行政廳は、即ちこれに協力をせねばならないという裏返しを附けております先例があるやに心得ます。それを附けますれば強くなりますが、それを附けませんで、ただ「協力を求めることができる。」と一方的に開放したのと、協力を求められた他の行政廳はこれに協力せなければならぬと規定された他の立法例がありますから、それとの同意點はどういう

ことになりますか。この中小企業廳の第三條に、法制長官は十分御承知のこととして規定せられております中に、この權限として中小企業廳の持ちますその獨断さというものの程合いはどういうものでございましょうか。その邊を注

制的立場でいまだ一度御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 先程のお尋ねの中にその點も含まれておつたように私も考えます。漏れておりましたのことで補正して申上げます。これはこの權

限の強さと申しますが、そのお言葉の趣旨は恐らく外部に對して強制力を行はせようと思ひますけれども、その趣旨が外部に對する或る種の強制力を持つてゐることは、その趣旨からいへば、この行政官廳の所掌ということ、仕事として外部に對する或る種の強制

力を行使するか或いはそれをしないか
というよりなことは、役所としての性
格の本質に觸れたものではないように
づつと私共考えて來ておつたのであり
ます。いろ／＼例を挙げれば、なんで
ございますけれども、例えば今までに
目に觸れます例えは宮内府というよう
な役所のごときは、明瞭に外局であり
ますけれども、そういう面は全然ござ
りません。それから又現象をやつてお

ります。役所などにもちよい／＼そういうのがございますけれども、要するに一つの役所の機構の単位として或る仕事を或る物事をまあ集中的に考えて處理する一つの組織というものであれば、一つの役所としての體をなすというふうに考えておるであります。この点に集中的に處理する處理の方法として、或いは勧告という方法で行くこともありましようし、獎勵という方法で行く

こともあるし、或いは命令をも、或いは禁止制限をするという面もございますけれども、その點は實は私共としては第二次的の問題のように考えておるわけでございます。それから協力を求める場合に、それに應じなければならぬ

法案に出ております。出ております

ることができるといふようなことを表

す。それで漸く求めて見ますといふ

ものでございまいしょうか。その邊を法

た場合に、それに應じなければならな

いといふことを書いた例もたしかにこ
れはございませう。ございませうが、これ
は私の記憶ではよく／＼の場合であり
まして、例えば災害の場合に、或る者
に協力を求めた場合に、その者は必ず
應じなければならぬ、或いは又場合によ
つては罰則を以てそれを強制して合
する例もございませうが、かような
形の、丁度この中小企業法の場合にお
けるような協力の要求に對しましては
は、大體協力を求めることができる。」
と言いつ放しにしまして、とことんま
でそれに應ずるところを突詰めて法制
化するといふのは、實はまあ如何であ
らうかといふふうに考へております。
これは民間のものでありますれば別で
ございませうけれども、大體相手が行政
でありますからして、内閣の統制の下
に大體立つたものであり、又内閣の長
としての總理大臣が、上に立つて、憲
法にも御承知のように行政各部を指
揮監督するやうな機能をまあ持つてお
るわけでございませうから、非常に不當
に協力に應じないといふやうな者があ
れば、又別個の行政組織内部における
措置もありませうのですから、この場
合は慎重に考慮する義務は勿論ある。
どうしてもできないものは、その事情
によつて振み得る。振み得るといふこ
とを表に出して申上げる必要はないの
でございませうけれども、慎重に考慮す
る必要があるんだといふことを法律を
以てここに規定して置けば、丁度手頃
のところではないかといふふうに考へ
ております。

強力な権限を必要としない。又對外的
においても強力な権限を必要としな
い。強力な権限を必要とする趣旨の官
廳ではないのであつて、例えば宮内府
のごとく、ただこの仕事に特殊なもの
があるから、こゝういふ外局としての
ものにしよ、こゝういふ狙ひのやうで
あると、法制局長も傍から御覽になり
まして、御鑑定の上でございませうし
た。もし然らば對外的な強力な権限も
必要としない。又對内的な強力な権限
を必要としない。なぜならば、對外的
におきましては幾らでも商工大臣が行
政的手腕を以てしまして、商工大臣の權
限を以てしましてできる事項のみであ
りますから、又對内的に強力な権限の
必要のあらう筈がございませう。若し
さやうでございませうれば、ただ單に
仕事か、こゝういふやうな特別に似てお
る仕事をすることになりながら、八割ま
でも九割りでも商工省關係の仕事であ
る、つまり對外的に他省に互ることば
一二割といふやうな、極めて少い分量
であるといふならば外局に置く必要は
ないといふ私は考へる。八割までも商工省
といふならば、商工省の中に置いてい
わゆる數局を束ねた總局、これは前内
閣のときにおきましては、總局の案で
あつたと考へるが、それを外局に置く
のには、強大なる権限を求めなければ
中小企業法の助長がでないといふこと
が、外局に置かれた提案理由になつて
おる。然るに権限は要らないんだ、強
力でなくて、要らないんだと、又實際
強力になつていないといふことになれ
ば、また後返りして商工省の中の數局
を束ねる。今度出ますところの行政
組織法によりまして、總局といふこ
とが極めて妥當ではないか、こゝういふ

ふに、折角の法制局長の御説明など
から考へまして私共は考へられませう
が、その點如何でございませうか。
そのことを承りたいと思ひます。
○政府委員(佐藤達夫君) 強力なる權
限……強力といふ言葉に結局なるわけ
でございませうけれども、一般國民に對
して先程申しましたやうに、命令強制
をするといふやうな意味の協力といふ
ことであれば、命令強制權はさう大し
てこゝには餘り出ておりませんからし
て、その點からいへば或いは協力とい
う言葉にはさうはないかも知れませ
んけれども、協力といふ言葉は私共考へ
ております方面から一つ申上げますと
いふと、執行力の協力といふことの外
に、この受持の事務を統一的に而もこ
れを熱心に考へて、そゝしてその措置
を講ずるといふことも、これは一種の
やはり強力なる権限ではないかと思ひ
のであります。その意味で決してこれ
が微弱な組織な役所であるといふふ
には私は頭も考へておりません。ちよ
つとその點を返答申上げます。

○山下義信君 よく分りました。結局
法制局長のおつしやることは、歸納し
て申しますといふと、行政權の強力
といふのはなくして、その仕事に對
して一生懸命やる、或いは大勢掛か
つてやるといふやうな意味でありまし
て、強いて申しますれば、實際は政治
力の強さを要求すること、行政權の、
いわゆる執行力の強さを要求しておる
のではない。或いはこの事務能力の上
においての強力なることをいふのであ
る。こゝう承りましたのでございませう。
○委員(長瀬平太郎君) 外に法制長
官に對する御質疑を續けてお願いいた
します。若し法制局長に對する御質
疑がなければ、如何でございませう
か……
○中平常太郎君 長官の見てゐる機
會にお尋ねして見たいのですが、名稱
であります。中小企業法といつてお
りますことに對しまして、我々はこ
の中小といふ言葉が、俗間傳へられてお
るところの名前でございませうが、こ
に殆んど固有名稱のごとくいつも出て
おるのであります。大財閥の解體の
今日、無論百名以上の工員を持つてお
るところの工場は相當ありますけれど
も、九七%までは中小企業といわれ
ておる。だからして今日の場合中小
といふふに區畫をして日本の經濟の
一面を擔任してやるのかと考へる
のは間違つてやしないか。中小企業
は國の全體の推進力になるべき大切な
企業體であるのであつて、中小とい
ふ名前を冠して別個に扱ふ必要はないで
はないか。併しながら中小に比例する
ところの大企業の面におきましては、
相當な重點産業その他に對しては保護
の途が十分開けておる。又當局との間
にも相當深い了解があつてそれ／＼生
産増強にいそしんでやつておりますか
ら、その方は資金が足りないところは
いろいろの方法で融資の方法を政府が
面倒見てやつておる。然るに中小の場
合にはそれがなくして、十分面倒
を見るためにこれは企業法といふもの
が興きて、その方面に十分な力を致し
たいといふのが目的であつたと思われ
るのであります。併し名前といふもの
は、企業振興法といふふにいたしました
しても、先程平岡君が言われました
が、第一條に中小企業といふことが誤

つてあるから、それでやはり中小企業
法がよくはないかといふ御意見であり
ますが、それで企業振興法といしま
してもその第一條に「この法律は、健
全な獨立の中小企業が、」といふ意味
で中小企業を對象とし得るのでありま
す。それで企業振興法と言つたがため
に中小といふ文字を第一條から削除す
る必要は私はないと思ひのでありま
す。それも運営の如何であります。が
は、運営のときに企業振興法なるもの
は中小を目安にしておるといふことは
内部に懸つてよろしいのであります。か
ら、私は表面では中小企業法といふや
うな一種の或る侮蔑感の伴うやうな文
字は使いたくない、やはり堂々と中小
企業を振興せしめる將來性のあるや
うな名前で、即ち企業振興法といふ名
にした方がよくはないか。これは山下
君の御意見でありますから私は賛成し
ておる一人であります。長官におき
ましては、名前につきまして何かこれ
に對する御意見を承ることができれば
結構だと思ひます。
○政府委員(佐藤達夫君) 役所の名前
ではない。我々苦勞するところでござ
いまして、いろいろな感覺、人によつ
ての又お感じの違ひの點もありまし
うし、それらの點を考へましていつも
苦勞しておるのであります。企業振興
法といふやうな御提案も一應御尤もに
伺ひますけれども、名前の問題は、姓
名であるとは申しますけれども、私共
はやはり世間においてこれを讀みます
場合は、その名前だけで讀むのであり
まして、法律の第一條までも十分意識
して、それが世間に一般に流通、世間
の人の頭に第一條までが入つてしま
うといふことは、これはなか／＼むずか

しいことで、大體名前だけで世間の人は役所の仕事を判断するというのが當り前であると思います。大體この役所は何を担いとして、どういふ仕事をやるのかというのを端的に現わすことが實は理想ではないだろうかという考えで、今までは一貫して来ておるわけでありました。この場合におきまして、悔慮感というお話がございましたけれども、實は私としてはそういう感じを毛頭抱いたことがございませんで、突然感じたのでございしますが、そういう點を離れて、中小企業というように素直に讀むのが一番無難ではないかと思ひます。私の感じはそうでありました。これは結局は皆さんのお感じでお決めるようなことではないかと思ふのですけれども……。

○一松政二君 法制長官にちよつと伺ひますのですけれども、先程山下議員の質問に對する数々の御答辭を承つておつたのでありますが、どうもその答辭を聞いておりますという、何故に中小企業を商工省の外局に置かなければならぬのか、私はさつぱり含み込めないであります。同じ種類の事務を取扱うならば、人を殖やせばいい。大部分が商工省で、これは商工大臣が所管しておる。今、山下議員も觸れられたと思ひますが、私はこれはいろいろの政治問題を別といたしまして、法制長官の立場から、法制上これを何故に外局に昇格せしめなければならぬか、その理由を承りたい。

○政府委員(佐藤達夫君) その點はすでに商工當局から御説明があつたのではないかと云うような氣もしますが、或いは矛盾することになつてもどうかと思ひますが、私の考えをその點について申しますれば、第一の問題として、この商工省の外局に一つこれを置いたかどうかという考え方があると思ふのであります。ただこの法案の狙いから申しまして、商工省は御承知のように大企業のことやつておる、それから大企業を含めた企業その大部分のことを一應やつておるわけでありまして、今度の狙いというところから申しますと、その大企業のことと一緒にやつておる商工省の中に嵌り込んでしまつたのでは、今回の企圖する目的を、この仕事を十分熱心によつて貰おう、政府としてもやつて行こうという狙いに少しそぐわないことになりはしないか。それでありまして大企業と全然趣意になつてしまふということでは如何であらうということより、商工省の外局にしても商工省の内部に設けることは如何だろうか。それから商工省から全然切り離して、全然獨立の仕事をし、或いは總理廳の方に持つて行つてしまふということでは、又離れ過ぎていけないということ、先程私が不即不離という言葉を使ひましたのは、そういう氣持を現わしたのであります。

○一松政二君 もう時間も大分過ぎましたので、十二時を過ぎるといふ問題がありますのですから、これだけで止めますが、商工省は大企業も含めておるが、中小企業を專管にやる外局が必要だといふ大體の御答辭なのでありますけれども、大體中小企業というものは中小企業を自身というものはあるわけのものではなく、大企業と中小企業というものはこれは密接不離の關係があつて、大企業をやるには必ず中小企業を必要とする、中小企業

がなければ大企業も成り立ちはないのである。これは決して切り離し得べきものではないと私は思ふのであります。でありますから何か有機的に事業が成り立つておるものを、形の上だけでそれを中小企業と分類して、それだけを獨立の廳にした方がいいという今のお考え方は私は餘りよく納得が行かぬのであります。でありますから、これは意見になりますから私はこれ以上質問はいたしません。意見の相違として質問は今日はこれで打切つて置きます。

○山下義信君 法制長官にちよつと伺つて置きたい。この法律に規定いたしました、この中小企業に復興金融庫や産業復興公團やその他の公團に指示する機能を與へ得ることができましようか。復興金融庫法や産業復興公團法などに不案内でありますから、序でと申しますと恐縮であります。そこで法律で規定いたしますと、中小企業復興長官が指示することができましようか。御説明を願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 實はその方面は不案内で確信ある御答辭をするとは差控えたいと存じますが、この中小企業復興長官が、即ちこの中小企業復興の長官が直接その名において指示をするといふことは、この案では豫想しておらんのではないと思ひます。その場合においては主管大臣としてこの外局を管理しておる商工大臣を通じて何らかの意思表示が行くということになるのではないと思ひます。これは自信のない答辭で恐縮でございますが、今そういうふうになつておるのではないかと思ひます。

○委員長(稻垣平太郎君) それでは本日はこれで散會いたします。午後零時二十二分散會
出席者は左の通り。
委員長 稻垣平太郎君
委員 中平常太郎君
中川 幸平君
平岡 市三君
一松 政二君
油井賢太郎君
佐伯卯四郎君
宿谷 榮一君
山下 義信君
兼治 傳一君
政府委員 法制長官 佐藤 達夫君
商工事務官 細井富太郎君
(生活物資局長)